

大阪医科薬科大学
看護学部 療養生活支援看護学領域 急性期成人看護学担当教授候補者
選考及び適格性の審査方針

大阪医科薬科大学教員規則、教授候補者適格性の審査規程並びに関連規程に基づき、教授候補者選考を行う。

本学の教授には、次に掲げる要件を求める。

- (1) 豊かな人間性、高い倫理観及び社会性を備える者であること。
- (2) 自らの役割を理解し、本学の組織運営及び社会活動に協調性をもって自律的、主体的に貢献できる者であること。
- (3) 教育、研究、医療への造詣と情熱を有し、健康であってその職責を果たすことができる者であること。
- (4) 教員規則に定める教授の資格を有する者であること。

＜教授の資格＞

本学の教授は、教授の役割（専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。）を担うことができる者とする。

このような基本的要件に加えて、次の全ての資格を備えた者であることを求める。

- (1) 看護師免許を有する者。
- (2) 大学及び大学院において十分な教育経験を有する、又は専攻分野において優れた知識と5年以上の職務経験を有する者。
- (3) 看護師の5年以上の実務経験を有する者。なお、実務経験については、日本看護系大学協議会（JANPU）が認定した高度実践看護師教育課程において科目担当の経験がある場合は考慮することがある。
- (4) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、過去5年間に5編以上（うち筆頭論文が2編以上）の研究上の業績を有すること。

なお、当該教室の教授候補者選考にあたっては、候補者の十分な調査と公正な審議並びに適格性の審査のため、次の方法を用い、選考を行う。

- ・書類選考
- ・面談
- ・プレゼンテーション

2024年6月18日

大阪医科薬科大学

学長 佐野 浩一

看護学部 療養生活支援看護学領域

急性期成人看護学担当教授選考

教員人事委員会委員長 津田 泰宏